

## 議案第28号

### 狭山市立博物館条例の一部を改正する条例

狭山市立博物館条例（平成2年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「狭山市稲荷山1丁目23番1号」を「狭山市稲荷山1丁目23番地1」に改める。

第12条を第14条とし、第11条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。  
（指定管理者による管理）

第13条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に博物館の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 博物館の資料の保管、展示等に関する業務
- (2) 博物館の施設及び資料の利用に関する業務
- (3) 博物館の事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 博物館の施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、博物館の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条ただし書、第5条ただし書、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定（第4条ただし書及び第9条を除く。）中「教育委員会」とあり、第4条ただし書中「狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条ただし書中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第5条ただし書中「事情により」とあるのは「事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、」と、第8条（見出しを含む。）及び第9条（見出しを含む。）中「入館料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「第6条」とあるのは「前条」とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「一に」を「いずれかに」に、「前条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第7条 前条の規定にかかわらず、指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に博物館の管理を行わせる場合においては、博物館の常設展示の資料を観覧するために入館しようとする者は、博物館の入館に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の企画による資料を展示した場合においては、あらかじめ市長の承認を得て、別に利用料金の額を定め、これを徴収することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

別表中「（第6条関係）」を「（第6条、第7条関係）」に改める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第7条の改正規定（「一に」を「いずれかに」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 改正後の狭山市立博物館条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第1項の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に狭山市立博物館の管理を行わせる場合は、改正前の狭山市立博物館条例の規定により教育委員会若しくは市長がした処分その他の行為（この条例の施行の日以後の利用に係るものに限る。）又は教育委員会に対してされた申請その他の行為（この条例の施行の日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）については、改正後の条例の相当規定に基づいて指定管理者がした処分その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

平成26年6月9日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

## 提案理由

狭山市立博物館の効率的な運営を図るため、同施設の管理について指定管理者制度及び利用料金制度を導入するとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。